

## 環境建設委員会記録

1 日 時 令和元年12月16日(月)  
午前 9時59分 開会  
午前10時34分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 高塚 広義 | 副委員長 | 白川 誉  |
| 委員  | 神野 恭多 | 委員   | 小野 辰夫 |
| 委員  | 大條 雅久 | 委員   | 藤田 豊治 |

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

|            |        |              |       |
|------------|--------|--------------|-------|
| ・副市長       | 寺田 政則  |              |       |
| ・環境部       |        |              |       |
| 部長         | 小山 京次  | 総括次長(河川水路課長) | 牧谷 和弘 |
| 河川水路課技幹    | 山下 武   |              |       |
| ・建設部       |        |              |       |
| 部長         | 高須賀 健二 | 総括次長(国土調査課長) | 石川 演男 |
| 技術監        | 太田 豊   | 次長(建築指導課長)   | 丹 一仁  |
| 建築指導課主幹    | 高山 裕史  | 道路課長         | 三谷 公昭 |
| 道路課技幹      | 高橋 宣行  |              |       |
| ・上下水道局     |        |              |       |
| 局長         | 庄司 誠一  | 総括次長(企業経営課長) | 三沢 清人 |
| 次長(工務課長)   | 丹下 輝彦  | 次長(下水道建設課長)  | 秋月 剛  |
| 次長(企業総務課長) | 高橋 司   |              |       |

6 委員外議員

議員 井谷 幸恵

7 議会事務局職員出席者

議会事務次長 飯尾 誠二

議事課調査係長 神野 瑠美

8 本日の会議に付した事件  
別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前 9時59分

●高塚委員長：〈開会挨拶〉

○副市長：〈挨拶〉

## ◎環境部関係

### □議案第89号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○牧谷総括次長（河川水路課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●神野委員：4月までのスケジュールはどうなっているか。

○牧谷環境部総括次長（河川水路課長）：上原川と池田川の改良工事を予定しており、2月から3月にかけて工事発注し、完成見込みは5月末の予定である。河川の工事であるため、できるだけ早く梅雨までに完了したいと考えている。

●大條委員：平準化だけではなく、下水路工事の進捗状況はどうか。

○牧谷環境部総括次長（河川水路課長）：一般下水路整備事業の工事については、現在進捗率としては88パーセントの工事を発注して執行しているところである。また、残りの部分については、今月末までに入札を完了する予定となっており3月末に完成見込みである。

●大條委員：88パーセントというのは目論みどおりか、予定よりは進んでいるのか。

○牧谷環境部総括次長（河川水路課長）：工事については、予定どおり発注し、実施しているところである。

●大條委員：角野中学校のすぐ東側あたりやその他にも聞くが、2、3年先の整備という話だったのに結局は5年かかったという事例を複数聞く。5年待つ結果となった場合などに地元への説明や告知は行っているか。

○牧谷環境部総括次長（河川水路課長）：公共下水道事業の管布設の関係かと思われるが、河川水路課では認可区域外の生活排水の整備を行っており、お尋ねの箇所については河川水路課が回答すべきことではないと考える。

\*後刻一括採決

## ◎建設部関係

### 口議案第84号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○丹建設部次長（建設指導課長）：＜説明＞

＜質疑＞ な し

＜討論＞ な し

＜採決＞ 全会一致 原案可決

### 口議案第87号 新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○三谷道路課長：＜説明＞

＜質疑＞

●大條委員：自転車での通行が危険だと思われる市道が結構あり、県道、国道も含め幹線道路でも部分的に拡幅が進んでいなかったり、また全体として自転車と自動車の共存がなかなか厳しい所があるが、この改正で具体的に何か進むのか。

○三谷道路課長：基本的には新たな道路の整備や改築の設計のために使われる条例であるため、現在設計中の上部東西線や宇高西筋線などは自転車通行帯を整備する予定である。また他に県道、国道等でも幅員が取れそうな所については道路管理者と協議しながら通行帯整備について協議していくようにしている。

●大條委員：自転車をよける場合、自転車を安全に追い抜くためにはマナーとして1.5メートル離れようと愛媛県が取り組んでおり、市道でも予算をかけて道路塗装を行った。黄色いセンターラインの法規とマナーが合わない状態となっている。黄色いセンターラインはやめたほうが良いといったような打ち合わせはしていないのか。

○三谷道路課長：監督官庁である公安委員会等との協議になろうかと思うが、基本1.5メートルを確保できる所については、自転車通行帯という形で整備、もしくは今の道路交通法上で言う専用自転車通行帯としての指定等を受けて自転車通行帯については自転車が通り、車については3メートル確保できているところで通行するようになるかと思うが、自動車と自転車が混在している所についてははみ出しによる正面衝突を防ぐために通行の規制をしている所もあると思われるため、一概に自転車道の安全な確保と黄色のセンターラインをはずすことが直接的な結びつきになるのか不明な部分があるが、そのあたりも含めて今後協議していく形になる。

●大條委員：所管が違うのはわかってお聞きしているが、明らかに法令違反になる状況を物理的に作っている所は道路管理の責任上、やはり伝えるべきである。そういう要望や指摘をしていくのが道路を預かる道路管理者の責任のひとつかと思うため申し上げた。

●神野委員：先ほど上部東西線の話が出たが、既に供用開始されている部分との違いは何かあるか。

○三谷道路課長：既に供用されている部分についても、道路交通法による指定として自転車通行帯という事でラインを引き標識も設置している。ただ今度設計をするにあたって、今までは自転車通行帯という道路構造令上の道路交通法と、道路法、作る方の基準の方に通行帯としての認識がなかったのでそのあたりを明記することにより、設計する方もそれを踏まえながら設計ができる。要は、より安全に自転車の通行ができる空間を確保できるという形になるかと思う。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

### □議案第89号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

○石川建設部総括次長（国土調査課長）：<説明>

<質疑>

●神野委員：災害復旧費について、渦井橋大野山線は、降雨のたびに石が崩落する状態が続いているが、抜本的に工事をする計画は無いのか。

○三谷道路課長：山岳地で、路肩が川沿いであるため災害に弱い地形ではあるが、他の予算等の関係もあり、今の所抜本的に対策を講じるような予定はない。

●神野委員：予算のこともあるのであまり言えないが、この上には市の名勝である銚子の滝もあるがなかなか普段から車でも行きにくい場所になっている。要望で述べる。

●大條委員：道路整備事業債務負担行為について、具体的な工事予定は、

○三谷道路課長：市道西原中須賀線の舗装改良工事と高速側道旦の上山田線の舗装改良工事を予定している。

<討 論>

●神野委員：災害復旧費について、銚子の滝は新居浜市の名勝であり、そこに続く道のしっかりとした安全確保を要望し、賛成する。

<採 決> 全会一致 原案可決

休憩 午前10時27分／再開 午前10時28分

## ◎上下水道局関係

### □議案第88号 新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○丹下上下水道局次長（工務課長）：<説明>

<質疑>

●大條委員：手数料1万円と8千円の違いは何か。

○丹下上下水道局次長（工務課長）：更新の際の8千円と指定する際の1万円の違いについてだが、新

規の指定に関しては、事業を希望する業者が出てきた時に登録手続きを行う。それに対し、更新手続きは一定数の業者が一定期間において更新するため事務手続きが更新の時のほうが軽減されるということになる。新規で登録する場合の手数料と、更新の場合の手数料で事務手続きが軽減される部分について勘案した結果8千円という結果になっている。

●大條委員：廃業するところもあり年間で入れかわりもあるかと思うが、新居浜市で新規登録する業者数の3年間の実績はどうなっているか。

○丹上下水道局次長（工務課長）：登録に関しては年間6件程度を想定している。これは、既に登録している業者が180業者程度あるため、新たにふえる要素はかなり少ないと考えている。既存の登録業者を登録年度で振り分けし、今後その年数に基づき5年ごとの更新を考えている。なお、廃止については、届け出が必要ない状態であったため、今回の更新制度が導入されたといういきさつがある。

<討 論> な し

<採 決> 全会一致 原案可決

閉 会 午前 10時34分 閉会

# 環境建設委員会付託案件表

令和元年12月16日

## ○環境部関係

議案第89号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 第3表 債務負担行為補正 追加 | ページ |
| 一般下水路整備事業       | 5   |

## ○建設部関係

議案第84号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 新居浜市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第89号 令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 第1表 歳入歳出予算補正中   |         |
| 歳出 第11款 災害復旧費   | 3・21・22 |
| 第3表 債務負担行為補正 追加 |         |
| 道路整備事業          | 5       |

## ○上下水道局関係

議案第88号 新居浜市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について